

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第12回）

日時 令和4年5月23日（月）10：00～11：49

場所 オンライン開催

1. 開会

○石井室長

定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ第12回および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第14回の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、飯田委員がご欠席です。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、ご出席いただいている委員の皆さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目、委員の先生方におかれましては、本委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。ご発言をご希望の際は、Teams会議の手挙げ機能で合図いただくようお願いいたします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。その他、もし何かご不明な点などございましたら、事前に事務局よりご連絡をしておりますメールアドレスまでお知らせください。

本日は、委員名簿の記載のとおり、委員の皆さま、飯田先生ご欠席でございますけれども、それに加えて、オブザーバーとして内閣府総合海洋政策推進事務局の蘆田参事官、農林水産省水産庁漁港漁業整備部計画課の森田計画官、それから、環境省大臣官房環境影響評価課會田課長補佐に出席をいただいております。

それでは、これからの議事進行については山内座長をお願いすることといたします。

山内座長、お願いいたします。

○山内座長

承知いたしました。皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。本日の合同会議ですが、一般傍聴については、コロナウイルス対策に伴う政府対応方針ということ踏まえまして、インターネット中継での視聴方式ということにさせていただいております。

それから、本日の合同会議では、議題として、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について検討していくということでございます。

それでは、まず初めに事務局から本日の資料についてご確認をお願いいたします。

○石井室長

承知しました。インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省または国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配布資料については、配布資料一覧にございますとおり、議事次第、委員名簿、資料1、再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等についてということで、以上をご用意しております。

2. 説明・自由討議

再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等について

○山内座長

よろしゅうございますかね。それでは議事に入りたいと思います。議事は1つ、先ほど申しました再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等についてということでございます。資料1になっておりますので、まずご説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○石井室長

承知しました。それでは皆さま、資料1をご覧ください。再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方等についてでございます。

まず1つ目、めくっていただきまして、前回の合同会議のご指摘事項等についてでございます。

おめくりいただきまして2ページ目です。こちら前回の合同会議、3月22日における主な指摘事項でございます。

まず、全体について。

ルールがあまりにも頻繁に変更されると、それ自体がリスクと見られる懸念。現時点では、価格と事業実現性を1対1として評価してきた今までの考え方は妥当である。それから、評価の配点の大枠は変更すべきではない。前回お示した事務局案、それ程度の見直しでよいのではないか。

続きまして、公表関係でございます。

選定結果公表時に適切な情報を発信し、透明性を確保することは重要。事実と異なる報道がなされないように、選定事業者の事業計画の要旨を公開することはよい。公表するものと、個別にフィードバックの対象とするものをすみ分けた上で、どのような評価が行われたのか評価項目ごとにポイントとなった点を具体的に示してはどうか。委員への働き掛け等のリスクを考慮すると、第三者委員会の委員名簿、委員名非公表については妥当である。

評価方法関係でございます。

(1) ですが、評価結果に差がつかない評価項目については、評価方法の変更を検討したほうがよい。評価項目間の類似性や相反性を踏まえて評価項目を見直してはどうか。

(2) です。政策的に重要なポイントについて、評価の差異が表れるように配点内訳の見直し・評価基準の明確化が必要。①番にありますように、運転開始時期が明確に評価に入るとはよい。評価に先端技術を入れる必要はない。事業実施実績ですが、トップランナーがまだ出てこない状況である点を踏まえる必要がある。

(3) 番です。サプライチェーン形成について、国内産業育成の観点の評価すべき。基幹部品について、日本企業による技術開発が評価されるようにすべき。

(4) です。評価階層は、より段階分けして細分化してはどうか。各評価項目について、評価の考え方を具体的に示してはどうか。評価項目によっては、トップランナーを1者とすることはなく、複数者もあり得るような評価の考え方にしてはどうか。

(5) です。事業性評価の最高点を自動的に120点に換算する方式については、賛否両論がございました。

次のスライドでございます。3ページ目です。複数区域同時公募時の落札制限関係です。

(1) です。事業者の多様性を担保するため、公募は可能な限り1区域ではなく複数区域を同時に実施してはどうか。他方、今後とも入札参加者数を維持できるのか。入札が不調になることがリスクであり、その点を考慮する必要がある。

それから、参入機会の拡大といった視点も重要である。

3つ目が、落札制限により競争環境がゆがめられないか慎重な検討が必要という、そういったご指摘を前回の合同会議でいただきました。

次のスライドです。4ページ目です。こちらは、その後開催されました大量導入小委における主な指摘事項でございます。まず、評価見直しについてです。

事業実現性や地域との共生は重要であり、見直すべき点があれば見直すべき。電力需要家にとって重要なのはコスト。29円の上限価格の中で三菱商事エナジーソリューションズがあの低価格で落札したことは高く評価。

(2) です。早期運転開始については重要だが、運転開始の時期をどう評価に位置付けるのかは慎重な議論をお願いしたい。2030年度はカーボンニュートラル目標達成の通過点でしかない。2030年度より導入が後ろになったとしても、国民負担の観点からは供給価格がより安い計画が選定されるほうがよい。国民負担の低減という大原則を踏み外さないようにしてほしい。

(3) 番です。洋上風力は、運転開始時期を遅らせることで資機材調達コストが下がり、事業者利益が増すという事業ではない。

(4) です。単に早期の運転開始を競わせると、しっかりリスクを加味していない事業者が高く評価されることにもなり得る恐れ。

(5) です。早期稼働を重視するなら、その価値を定量化するなど、透明性を高めてもらうことが重要。

(6) です。国内洋上風力発電の公募は始まったばかりであり、事業者が何をすれば評価されるのかを明確にするため、評価基準を明確にしたほうがよい。

それから、落札制限関係ということで以下のようなご指摘をいただいております。

次のスライドです。こうした前回のご議論を経まして、今回、評価の見直しの具体案を作成しております。本日もご議論いただきたい事項としては、そこにございます 2-1、事業実現性の評価方法から 2-5、事業者選定時の公表事項まで 5 項目ございます。

それでは、次のページ、6 ページ目でございます。まず、事業実現性の評価方法案でございます。

評価点の大枠ですけれども、前回の合同会議でのご議論を踏まえまして、政策的に重要なポイントについて評価の差異が鮮明に表れるように、事業実施能力について配点と内訳を見直しつつ、引き続き事業実施能力を 80 点満点で評価。地域との調整と、地域経済等への波及効果の合計点を 40 点満点として、合計 120 点満点で評価をする。

(2) です。国民負担の抑制と事業の確実な実施の両立が大原則でありますので、供給価格点と事業実現性評価は引き続き 1 対 1 で評価をするというものでございます。

2 番です。事業実現性評価の配点の考え方です。前合同会議において、ここにあります秋田県の 2 区域、それから千葉県の銚子沖の 1 区域、この第 1 ラウンドの公募評価結果の総括を踏まえて、事業実施能力 80 点満点については以下の観点で見直したいと考えております。

まず、(1) です。事業実施実績、これは第 1 ラウンド、前回は 30 点満点でしたけれども、こちらについては、現状、トップランナーに該当する者がいないことに加えまして、事業計画の実現性における事業実施体制と密接不可分な評価要素であるため、事業実施実績単体を評価するのではなく、事業実施体制の中で評価をしてはどうか。

(2) です。事業計画の実現性、こちらは前回第 1 ラウンドでは 20 点満点でございました。こちらについては、構成する各評価項目の内容がリスク特定、それからリスク分析——こちらは前回第 1 ラウンドでは 15 点満点でしたけれども、この評価と密接に関係することから、事業計画の実現性とリスク特定・分析は独立に評価するのではなく、両者を総合して評価する。主要なリスクシナリオについては、第 1 ラウンドの公募の経験を踏まえて、公募占用指針に具体的に示すこととしてはどうか。その上で、10 項目を総合して 20 点の配点としておりました事業計画の実現性については、評価項目ごとの配点を設定する。また、事業計画の実現性の評価の 1 項目でありました運転開始時期については、再エネの早期導入促

進の観点から、事業計画の実現性等を踏まえながら、2030年エネルギーミックスに資する計画を評価できるよう配点を設定してはどうかと考えております。

続いて（４）ですけれども、電力安定供給と価格低減についてですけれども、こちら前回第1ラウンドでは10点満点としておりました。こちらについては、この項目を構成する1要素であります将来的な価格低減策については、第1ラウンドでは具体的かつ定量的に示された計画がなかったこと、それから、そもそも供給価格点の算出方法が、低い供給価格を引き出し得ること、今後の公募では、秋田2区域、千葉1区域、すなわち第1ラウンドにおける選定事業者の供給価格を意識した札入れが想定されることから、将来的な価格低減策は評価項目として設定せず、電力安定供給のためのサプライチェーンの強靱性等を重点的に評価してはどうか。

（５）です。最先端技術の導入については、前回合同会議でのご議論等を踏まえまして、評価項目を設定しないというように考えてございます。

続きまして、7ページ目でございます。今ご説明しました配点の考え方を踏まえまして、事業実施能力80点満点、それから地域調整・経済波及効果40点満点の配点についてですけれども、以下の絵のとおり再構成したいと思っております。また、事業計画の実現性の各評価項目については、その重要性を踏まえてウエート付けを行うと考えております。

下の絵をご覧くださいいただければと思います。左側です。まず左側の一番上、事業実施実績、こちらについては、計画の実現性の中の、実施体制の中で評価をしていってはどうか。

続いて、その下の事業計画の実現性でございます。こちらについては、基盤面と、それから実行面とに分けて、合計40点満点で評価をする。加えまして、各項目ごとに重み付けを行っていってはどうかと考えています。

そして、事業計画の実現性の中に含まれております1つ、スケジュール、楕円の赤丸ですけれども、こちらについては、第1ラウンドではこの実現性を構成する10項目の1つとしてスケジュール、運転開始時期について評価をしておりましたが、これについては、エネルギーミックス等の政策目標に資する早期の運転開始時期の提案に関してインセンティブ付けをするため、事業計画の迅速性として運転開始時期を切り出して評価をする。20点満点としてはどうかと考えております。

そして、電力の安定供給・価格低減についてでございますけれども、こちらについては、電力安定供給として、サプライチェーンの強靱性等を評価する。エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりから、配点を拡大し、20点ということにしております。

事業計画の迅速性、それから事業計画の基盤面、事業計画の実行面、電力安定供給について、それぞれ4項目ですけれども20点、20点、20点、20点とし、事業計画の実現性については、それぞれの内訳についてウエート付けを行った上で配点を見直すと、そういう形にしてございます。

続きまして、8ページ目をお開きください。その上で、事業実現性に関する具体的な評価方法でございます。

まず、事業実現性を構成する各評価項目について、より詳細な評価が可能となるように、こちらの表にありますように、5段階評価プラス「失格」を設定したいと考えております。評価の考え方にに基づき評価した結果、複数者がトップランナーに位置する場合は、トップランナーは1者に限定せず、当該複数者をトップランナーとして認める。そして事業実施能力の評価区分の見直しを行うということで、そこにありますように、下の表をご覧くださいと思います。

この表は、評価の基本的な考え方を示したものでございます。左側は事業実施能力関係でございまして、ただし、ここは事業計画の迅速性については別の考え方をしておりまして、この後ご説明をいたします。右側が、地域調整、それから波及効果関係でございまして、これは基本的に合理的な理由が示された知事のご意見をそのまま採用する形でございまして、左側のところを見ていただきますと、まずは事業実施能力関係でございましてけれども、最低限必要なレベルというものについての評価の考え方を整理した上で、それを踏まえていなければ「失格」になる。

その上で、上に見ていただきます。「良好」でございまして。「良好」については、「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

さらに上を見ていただいて、「ミドルランナー」ですけれども、「良好」を満たすものうち、洋上風力発電事業を確実に・効率的に実施する上で必要な検討が具体的になされているもの。

さらにその上です。「優れている」です。「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

そして「トップランナー」が一番上です。「優れている」の基準を満たすものうち、洋上風力発電事業を確実に・効率的に実施するために特に優れた提案がなされているもの。

各項目の具体的な評価の考え方は、11ページ以降に示しております。

このように評価区分を見直しまして、トップランナーを獲得し難い事業実施実績の単独評価の廃止など、それから、評価の考え方を明確化することによりまして、事業実現性評価の得点率向上が見込まれますので、最高点の事業者を自動的に120点に換算する、すなわち他の公募参加者の点数も同じ比率で換算するといった方式は、現時点では導入しなくてよろしいのではないかと考えております。

続きまして、9ページ目をお開きください。こちらは事業計画の迅速性、20点満点についての評価の考え方です。

エネルギーミックス等の政策目標に資する早期運転開始時期の提案についてインセンティブ付けをしたいと考えておりますけれども、他方で、事業実現性をおろそかにする拙速な計画については低く評価されるべきだと捉えています。迅速性の観点と、事業計画の実現性の観点を踏まえまして、いかに評価することが妥当かというのがポイントだと思っていま

す。

下の表をご覧くださいいただければと思います。下の表をご覧くださいますと、まずは迅速性の観点からは、案1から案3の3案ございます。それに対して、事業計画の実現性の観点から、縦のほうに見ていただいて2案、案 α 、案 β がございます。

まず、迅速性の観点からの評価の案のほうをご覧くださいいただければと思いますけれども、案1が、運転開始予定日が最速の提案を基準に相対評価するものです。最も早い運転開始予定日を起点に、起点から1年以内に設定されている者を20点、1年以降2年以内の者を15点、2年以降3年以内の者を10点、3年以降4年以内の者を5点、4年以降の者を0点とするという案です。

案2です。案2は、運転開始予定日に関する絶対基準を設定し、評価するものです。これは選定日から8年目を基準点として迅速性を評価をするというものです。基準点から早ければ5点、1年以上早ければ10点、2年以上早ければ15点、3年以上早ければ20点というものです。

案3です。案3は、案1と案2のハイブリッドのようなものですけれども、運転開始予定日が最速の提案を起点、それから2030年度末を終点として基準を設定し、評価をするものです。最も早い運開日と2031年3月末の期間を4等分して、早い期間から20点、15点、10点、5点として、2031年4月以降は0点とするという、そういう案でございます。

これに対して、事業計画の実現性の観点、縦軸をご覧くださいいただければと思います。

案 α が、事業計画の実現性、先ほどご説明しました実行面と基盤面が一定評価以下の場合、事業計画の迅速性を0点とするというものです。例えば、5割未満の場合は迅速性を0点とするというものです。

案 β ですけれども、こちらは事業計画の実現性の評価結果に応じて事業計画の迅速性の評価点を決定するものです。事業計画の実現性の評価点比率を乗じて決定をするというものです。

この迅速性の観点と実現性の観点それぞれの組み合わせについてメリット・デメリットを示したものが、この表でございます。黒丸と白丸で表現をしております。

案 β については、一律して言えることですが、事業計画の実現性の評価点比率は事業者ごとに異なりますので、必ずしも最速の運転開始の事業者がこの評価で高い点数を得られるとは限らない。加えまして、そもそも実現性の評価とダブルカウントになるというように考えております。

よって、案 α の中でも案の2、ご覧いただければと思いますけれども、運転開始予定日に関する絶対基準を設定し、評価をする方法でございますが、こちらについては事業者の予見可能性が高いこと、それからエネルギーミックスという政策目標と整合する提案を誘発できることから、事務局としては案2の案 α がよろしいのではないかと考えてございます。

その上で、上の1ポツの(2)をご覧くださいいただければと思いますけれども、運転開始時期の遅延によるペナルティーについては、こちら第1ラウンドからですけれども、引き続き再エ

ネ特措法のFIT・FIPの交付期間を運転開始予定日から遅延した分短縮することによって、運転開始時期の遅延に対する抑止効果を持たせたいと思っておりますが、さらに今回20点という高いインセンティブを与える形になりますので、運転開始時期の遅延等には、遅延期間に応じた保証金の没収を新たにペナルティとして設定してはどうかと考えております。

そして、このエネルギーミックス等の政策目標ですとか、あと、日本版セントラル方式の導入に向けて、今、国のほうで制度検討、制度構築、進めておりますので、そういった状況変化を踏まえまして、この評価の考え方というのは将来適宜見直していく必要があるだろうと考えてございます。

続きまして、10ページ目をお開きください。こちらは今ご説明したものを図示したスライドが10ページ目でございます。

下の絵をご覧いただければと思いますけれども、今ご説明した案1、それから案3ですけれども、この絵の中で言いますと、2028年7月ごろが最速運転開始日のそういったケースにした場合のイメージで書いたものでございます。

ドットで示されているものが案1でございます。こちらについては、最速運開日を起点に1年以内の者が20点、1年以降2年以内の者を15点、それ以降10点、5点、それから4年以降を0点とするというものです。

案2は、こちらは実線で描かれておりますけれども、選定日から8年目を基準点として、基準点より早ければ5点、基準点より1年以上早ければ10点、2年以上早ければ15点、3年以上早ければ20点というものです。

案3は、こちらの点線で表しておりますけれども、最速運開日と、それから2030年度末の期間を4等分しまして、早い期間から20、15、10、5点とし、それ以降は0点とするという、そういう評価のイメージでございます。

続きまして、11ページ目、お開きください。続いて、運転開始のタイミングの評価項目以外の評価の考え方が、ここからのスライドになります。

まず、事業計画の実現性、事業計画の基盤面でございますけれども、事業実施体制・事業実施実績、10点満点についてご説明をいたします。こちらの表は、一番下から2番目の「最低限必要なレベル」からご覧いただければと思います。

まず「最低限必要なレベル」です。ここの①から③のいずれも満たしていただく必要があります。これを満たさない場合は「失格」になります。

まず、応募企業、コンソーシアム、SPC構成員、それらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運転等の役割分担について具体的に記載されている。さらに、役割の主たるものが明確なもの。

各役割の主たる者の実績がその役割に求められるものとして適切である。つまり事業への出資参画のみの実績は評価しない。それから国内外の実績は問わないというものです。

③番ですけれども、当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、

コンソーシアム、SPC構成員、それらの協力企業自らの実績といえるもの。または、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親会社等で実績を持つ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていることというものです。

その上で、上をご覧ください。上をご覧ください。「良好」についてです。最低限必要なレベルの基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

さらに「ミドルランナー」です。「良好」の基準を満たすもののうち、こちらの①から③のいずれも満たすもの。SPCの意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確。SPCの意思決定機関に洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。緊急時体制・対応・訓練について具体的かつ実現可能性のある内容となっている。

さらに「優れている」になりますと、上をご覧ください。上をご覧ください。「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

最後「トップランナー」ですけれども、「優れている」の基準を満たすもののうち、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているものというのがこちらの評価の考え方の案でございます。

次のスライドをお開きください。同じく事業計画の、今度は基盤面でございます。資金・収支計画でございます。こちら10点満点ですけれども、同じく「最低限必要なレベル」からご覧ください。

事業費の根拠、見積もりまたは過去の実績等が示され、ダンピングの疑いがないもの。それから、必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用を考慮したものであること。当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。これらを満たす必要があります。

その上で「良好」でございます。上をご覧ください。上をご覧ください。「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、相応に蓋然（がいぜん）性の高いリスクが発現したケースでLLCRが1.0以上のもの。

それから、コーポレートファイナンスによる資金調達の場合は、コーポレートファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付がA-（マイナス）またはA3以上の金融機関から当該資金調達額のLOIを取得しているもの。

続いて、上、「ミドルランナー」でございます。「良好」の基準を満たすもののうち、ファイナンシャルアドバイザー等の第三者機関を活用し、資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。

さらに「優れている」、上でございます。「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースでLLCRが1.0以上

のもの。コーポレートファイナンスによる資金調達の場合は、公募占用指針で示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。

さらに「トップランナー」でございますけれども、「優れている」と評価されるもののうち、コスト増や収入減少等のリスクに対し、より適切な対応が取られており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるものという評価案でございます。

続きまして、13 ページ目をお開きください。こちらは、今度は事業計画の実行面でございます。運転開始までの事業計画（スケジュール、配置計画、設備構造、施工計画、工事工程）、15 点満点でございます。これについては、先に 14 ページ目をお開きください。14 ページ目に「最低限必要なレベル」についての評価の考え方を示しております。この①から⑩いずれも満たす必要がございます。

1 つ目です。公募占用計画の認定から各種調査・協議・調整等々、撤去までのスケジュールが具体的に記載されているもの。

航路、港湾施設等との隔離距離について適切に取られている。

騒音や振動、電波障害等の社会制約的要因を適切に考慮した配置となっている。

それから、促進地域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていない。

風車、基礎、送変電システム等の主要機器の構造設計が、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説に準じた考え方となっている。

支持構造物の動的解析（時刻歴応答解析）が実施され、同じく統一的解説に準じた構造設計の妥当性が示されている。

それから、施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されている。

適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。

それから、施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針・環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練等が具体的に記載されている。

それから⑩番ですけれども、当該海域において、開催されてきた協議会、その意見取りまとめの、設置や建設に当たっての留意点、これを考慮した配置計画や施工計画となっている。

これらを全て満たした上で、続いて 13 ページに戻っていただければと思います。「良好」でございます。「良好」については、「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容が、それから、対応が優れていると評価されるものです。

続いて「ミドルランナー」、上でございます。「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①から⑥のいずれも満たすものということです。

1 つ目が、スケジュールの根拠が示され、それらの内容が妥当である。

それから、ウェイクの影響等を考慮し、超過確率P50の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われている。

それから、国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されている。

サイトに応じて求められる水準の型式認証、CLASS Tなどですけれども、これを取
得済みの風車を用いているもの。または、この同認証を未取得の場合は運転開始前までに取
得する見通しについて根拠をもって示されている。

工事の確実性や効率性を示す検討内容や、それらの考え方が明確になっている。

工事開始前までにISOの45001（労働安全衛生）を取得することが予定されているもの
でございます。

さらに、その上で「優れている」ですけれども、「優れている」については、「ミドルラン
ナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行った
リスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるものです。

最後、上、「トップランナー」ですけれども、「優れている」と評価されるもののうち、以
下の①から③いずれも満たすものです。

運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされ、その
対応が特に「優れている」と評価される。設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩
和に資する特に優れた提案がなされている。それから、協議会意見取りまとめの留意事項の
範囲を大幅に超えて、騒音や環境影響への配慮など、地域との共生に特に配慮して計画であ
ると評価される、でございます。

続きまして、15 ページ目をお開きください。こちらは事業計画の実行面の中の、運転開
始以降の事業計画（維持管理、撤去）について、5点満点の部分の評価の考え方でございま
す。

同じく「最低限必要なレベル」をご覧ください。

各種法令への対応が明記されている。それから、統一的解説に明らかに準拠していないも
のではない。それから、運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針お
よび環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に
記載されている。撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されている。撤去費
用の確保方法が示されている。協議会意見取りまとめの、発電事業の実施や事業終了時の設
備等の扱いに係る留意点を考慮した維持管理計画や撤去方針となっている。これら全てを
満たして初めて「最低限必要なレベル」になります。

その上で、上を見ていただいて「良好」です。「最低限必要なレベル」の基準を満たすも
ののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容、対応が優れている。

さらに「ミドルランナー」です。「良好」の基準を満たすもののうち、ここの①、②にあ
りますけれども、各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されている。撤去費用につ

いて倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されている。これらを満たすと「ミドルランナー」となります。

さらに「優れている」です。「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れている。

そして「トップランナー」です。「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるものでございます。

続きまして、16 ページ目をお開きください。こちらは電力安定供給、20 点満点でございます。

下のほうをご覧くださいまして、「最低限必要なレベル」でございます。こちらについては、主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補ですとか予備品の保管場所）が具体的に示されているもの。

その上で「良好」です。「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

「ミドルランナー」です。「良好」の基準を満たすもののうち、①番、ハードに係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、それからサプライチェーンの複線化、調達期間の短納期化等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。さらに、ソフト、人材等ですけれども、それに係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保を具体的に検討しているというものです。これらを満たして「ミドルランナー」となります。

さらに「優れている」ですけれども、「優れている」については、「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示されたリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるものです。

最後、一番上、「トップランナー」ですけれども、「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関して、技術を含め、取り組み内容が特に優れていると評価されるものでございます。

続きまして、17 ページ目をお開きください。

こちらは関係行政機関の長等との調整能力、10 点満点でございます。こちらは都道府県知事の意見を最大限尊重して評価をする項目です。

いずれの評価区分も知事意見を優先します。知事意見がない場合、もしくは合理的な理由が示されていない場合は、各この項目に書いております②以下に基づいて評価をする。その場合、「最低限必要なレベル」、下のほうにありますけれども、これは②から④のいずれも満たす必要がございます。ここでは②以下でご説明をいたします。

まず「最低限必要なレベル」をご覧くださいと思います。

事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっている。関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されている。当該実績について、自らの実績といえるという、そういう評価案でございます。

その上でですけれども、「良好」をご覧くださいと思います。「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他の事業、「トップランナー」ですとか「優れている」「ミドルランナー」に記載されているもの以外のプロジェクトにおいて、関係行政機関の長との調整実績があるものでございます。

さらに「ミドルランナー」でございます。

すみません、ちょっとこちら誤植がございます。今『『良好』の基準を満たすもののうち、』としておりますが、「良好」ではなくて、ここは、「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i、ii のいずれかを満たすものでございます。

国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。それから、洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。

さらに「優れている」でございます。「優れている」は、「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。

さらに「トップランナー」でございます。「トップランナー」は、「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるものでございます。

一番下、欄外をご覧くださいと思いますけれども、都道府県知事に、ここの部分、評価をいただき、ご意見いただくわけですけれども、公平性・公正性の担保を前提に、関係市町村、それから漁業関係者等の意見を知事意見に反映できる仕組みとしたいと思っております。ほかの知事意見尊重評価項目も同じですけれども、20 ページにその仕組みを記しております。こちらは後ほどご説明をいたします。

続いて 18 ページ目でございます。こちらは周辺航路、漁業等との協調・共生、10 点満点でございます。

先ほどと同じです。こちらの評価区分も知事意見を優先します。知事意見がない場合、もしくは合理的な理由が示されていない場合は②で評価をいたします。ここでは②についてご説明をいたします。

「最低限必要なレベル」をご覧くださいと思いますけれども、協議会意見取りまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの、これが「最低限必要なレベル」です。

その上で「良好」でございます。「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見取りまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案しているもの。

「ミドルランナー」です。「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見取りまとめを

踏まえつつ、さらに地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。

「優れている」です。「優れている」については、「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、協議会意見取りまとめを踏まえつつ、地域の特色を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。

「トップランナー」です。「トップランナー」は、「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているものとしております。

続きまして、19 ページ目でございます。こちらは地域経済波及効果、10 点満点でございます。こちらと同じでして、知事のご意見を優先して評価をいたしますが、知事意見がない場合、もしくは合理的な理由が示されていない場合は②に基づいて評価をいたします。

まず「最低限必要なレベル」です。経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、その因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが示されていないものです。

その上で「良好」です。「良好」については、すみません、こちらにも誤植がございます。

『「最低限必要なレベル」の基準を満たすものうち、』のところは削除いただきまして、経済波及効果の因子となる建設、メンテナンス、地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。

「ミドルランナー」でございます。「ミドルランナー」については、こちらにもすみません、『「良好」の基準を満たすものうち、』は取っていただきまして、経済波及効果の因子について確からしさが示されているものです。

さらに「優れている」になりますと、「ミドルランナー」の基準を満たすものうち、高い波及効果を有するものです。

そして最後「トップランナー」です。「優れている」と評価されるものうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資すると評価されるものでございます。

続きまして、20 ページ目でございます。こちらは知事意見聴取手続の進め方の案でございます。

秋田 2 海域・千葉 1 海域の第 1 ラウンドに引き続きまして、今ご説明しました関係行政機関の長等との調整能力から地域経済波及効果の 3 項目については、こちらは知事のご意見を聴取し、最大限尊重して評価を実施したいと思います。

公募の公平性、それから公正性が担保された形でですけれども、関係市町村、漁業関係者等の意見を適切に踏まえながら、知事意見を提出いただくことが大事だと思っております。

都道府県が関係市町村、それから漁業関係者に意見照会を行う場合なんですけれども、そこにお示ししております（1）、（2）、これを参考にしながら意見照会をしないと、具体的な手順については個別に調整をすることとしてはどうかと考えております。

まず（1）ですけれども、地元関係者のうち、意見を代表する者を決定いただいて、当該者から公募占用計画の情報に関する守秘義務宣誓書を提出いただく。ただ、意見を代表する

者が複数名となることは可能です。ただし、当該海域の公募占用計画作成に直接関わっている方が実際に入るということは公平性の観点から除外します。事業に関する業務を受注している企業関係者なども同様です。

(2)です。その上で、公募の公平性・公正性の観点から、例えば特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答いただく。自治体の判断により、委員会形式も想定しております。

今ご説明した流れをイメージでお示ししたものが下の絵でございます。

国からは、意見照会をする公募占用計画、ただし、これは事業者名等が明らかになっていないものですが、これを都道府県に共有をいたします。その上で、さらに地元関係者、右側でございますけれども、関係市町村、漁業関係者の代表者で構成される場で、先ほどご紹介しました3つの評価項目に係る提案書から、リストのようなものに表したものの、事業者名が特定されないように編集したものを用地元のご意見を吸い上げる。その上で、都道府県からは、知事意見としてまとめて、国のほうに提出いただくということを想定しております。

続きまして、21ページ目をお開きください。こちらは国内経済波及効果、10点満点についての評価の考え方でございます。

一番下から2番目「最低限必要なレベル」をご覧ください。こちらは国内経済波及効果、10点満点について具体的に記載されているが、その因子となる建設、メンテナンス等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、物流拠点の利用見込み等について、確からしさが示されていないものです。

その上で「良好」です。良好については、すみません、こちらでも訂正いただければと思いますが、『最低限必要なレベル』の基準を満たすもののうち、のところは削除いただいて、経済波及効果の因子についての確からしさが一部不明確なものです。

さらに「ミドルランナー」です。すみません、こちらでも『良好』の基準を満たすもののうち、は削除いただきまして、経済波及効果の因子についての確からしさが示されているものです。

さらに「優れている」ですけれども、こちらは「ミドルランナー」に評価されるもののうち、高い波及効果を有するもの。

さらに「トップランナー」です。「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。一時的ではなくてサステナブルな対策が示されているもの、効果を有することが示されているものという意味でございます。

続きまして、22ページ目でございます。こちらは価格点の算出方法の案でございます。

第1ラウンドでは、供給価格について、以下の1ポツの太字になっておりますけれども、こちらの算出式で評価をいたしました。すなわち供給価格点は、公募参加者の中でも最低供給価格。その最低供給価格割ることの当該提案者の供給価格、それに対して120を乗じたものでございます。

F I P制度を活用する場合でも、基本的には同様の算出式としたいと考えております。

3 ポツにありますように、ただ、国外におけるF I P制度では、例えば基準価格を0円/kWh、つまり、市場価格や相対取引を指向して、F I Pによるプレミアム収入は、0円またはF I P制度を活用しないという形で応札する事例もございます。

仮にA、Bの2事業者が提案する異なる基準価格についていずれも常に市場価格以下となりますと、このプレミアムについてはbalancing costのみとなります。しかし、両者の基準価格が異なりますので、いずれも国民の賦課金負担に差は生じていないものの、供給価格点については差が生じてしまうということになります。また、基準価格を1kWh当たり0円として入札された場合は、1ポツに示しております太字の計算式では、同海域における全ての提案者についての供給価格点が比較できないことになってしまいます。

そこで、供給価格点評価では、事業者が提案する基準価格が一定価格、ここでは最高評価点価格と呼んでおりますけれども、それ以下の場合は、もはや一律120点として、満点として評価してはどうか。また、入札において最高評価点価格以下の供給価格の提案があった場合、供給価格点の算出式、上の太字の※印の式ですけれども、そこにおけます公募参加者の最低基準価格は、最高評価点価格として置き換えてはどうかというものです。

この点についてはF I P制度の価格設定に関する議論でありますので、公募占用指針策定時に調達価格等算定委員会のご意見を聴取して決定してはどうかと考えております。

続きまして、23ページ目から25ページ目までは、こちらはF I P制度の概要を参考として付けたものですので割愛をさせていただきます。

続きまして、26ページ目でございます。こちらは複数区域同時公募時の落札制限案でございます。

国外の洋上風力発電に係る公募では、区域数や設備容量についての落札制限を実施しているケースがございます。国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える、そういった観点から、多数の区域において公募を実施する際の基本的な考え方を示したいと思っております。

2ポツです。基本的には多数の事業者に公募に参画いただく競争環境を維持するため、応札段階では入札数に制限をかけず、落札数に制限を設けることとしたいと思っております。ただし、同時に公募する区域数ですとか出力規模を踏まえて、公募ごとにこの落札制限を適用する、しない等を検討したいと思っております。

制限を設ける場合ですけれども、制限を設ける場合は、効率的なサプライチェーン形成の阻害しないように、一定の規模を確保すること、それから、事業実現性とか価格評価が著しく劣る事業者が選定されることがないように制度と、そういうふうにする必要がございます。また、談合を防ぐ観点から、SPC、コンソーシアムによる公募参加に当たって、一定の制限を設けることとしたいと思っております。

具体的にはということで、4ポツでございますけれども、まず、1つの公募において一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者当たりの落札制限として、例えば

1 GWの基準を設ける。この場合、公募参加者1者が選定されて、促進区域の系統容量が1 GW以上となった場合、落札上限に達したと判断して、当該参加者による残る応札海域の応札提案は無効とするというものでございます。

(2)です。複数区域に応札する場合、公募占用計画の代表企業は全て同一企業とする。公募参加者の同一性判断は代表企業をもって行う。コンソーシアムやSPCが公募に参画する場合、コンソーシアムやSPCの構成員は、同公募内の別区域に係る応札において、他のコンソーシアムやSPCの構成員となつてはならない。海域別に設立したSPCを代表企業として参画しているコンソーシアム・SPCの場合は、代表企業であるSPCの構成員が同一、出資比率の同一性は問わないんですけれども、同一であれば、同じコンソーシアム・SPCであると見なします。

(3)です。その上で、各区域ごとにまずは事業実現性評価と価格評価を実施して、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定します。その上で、複数区域において同一の公募参加者が選定され、当該区域に係る系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者にはどのように割り当てるかということですが、まずは大前提として、次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1 GWとなるまで割り当てる。仮にそのような考え方で優先順位が決まらない場合、すなわち点差が同じ場合ですが、次点との点差が同じ場合は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てるという考え方です。この考え方については、5ポツにありますように、八峰・能代沖の公募についても対象とするというふうにしております。

今ご説明した内容を、より具体的に例示したものが次のスライド、27 ページ目でございます。

例の1つ目でございます。上の表をご覧くださいと思います。

今、仮に、区域A、B、Cの3区域が公募にかかったとします。それぞれ0.7、0.5、0.3 GWでございます。それに対して、コンソーシアム α 、 β 、 γ の3コンソが入札したというものです。

いずれも結果的に事業実現性評価と価格評価の合計点が、ここにありますようにコンソーシアム α が最高点を取ったという状況でございます。

まずは、先ほどご説明しましたように、次点との差が大きい区域について優先的に割り当てるという考え方でございますので、区域Cについてはコンソーシアム α が、 β 、 γ が出していないために215点の差があり、さらに区域Aについては次点との差が30点でございます。ちょうど区域CとAを足し合わせますと1.0GWとなりますので、コンソーシアム α についてはここまでと。さらに、区域Bについては次点のコンソーシアム β が選定事業者となるという、そういう整理でございます。

例の2つ目が次でございます。こちらは、同じです。区域のA、B、C、3つでございます。それぞれ0.7、0.5、0.3GWの容量でございます。それに対して α 、 β 、 γ の3コンソーシアムが提案をしたという状況でございます。

こちらは、今ご説明した事例とは異なりまして、次点との差が全て 20 点ということで、同じ点差が開いております。この場合は、系統容量の大きい区域から割り当てていくということになります。従いまして、区域A、それから区域Bでちょうど 1.0GW以上を超えますので、コンソーシアム α については区域A、Bまで。その上で、区域Cについては次点のコンソーシアム γ が取るという、そういう整理でございます。

続きまして、28 ページ目、お開きください。事業者選定時の公表事項案でございます。

こちらについては前回 3 月 22 日にご議論いただいた内容とかなり重複をしておりますけれども、第 1 ラウンドの選定結果公表時は、非選定事業者名は非公表としながら、選定事業者の事業者名、構成員名、それから事業計画の概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）、それから全公募参加者の評価点を公表しました。また、第三者委員会については委員属性のみ公表をしております。

今後の公募においてですけれども、プロセスの透明性の向上、それから公募参加者のさらなる競争促進や地元理解を図るため、選定事業者等の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがないように配慮しつつ、以下の内容を選定結果公表時に公表したいと思っております。

具体的には、白いところに書かれております黒字のところですが、選定結果時の公表内容としまして、選定事業者であれ、非選定事業者であれ、いずれも事業者名、構成員名、それから事業計画の概要、評価点および事業実現性評価点の内訳、講評、それを公表する。さらに、イ) ですけれども、選定事業者についてはこれらに加えて事業計画の要旨として以下を公表するというので、供給価格、事業実施体制、工事計画、サプライチェーン形成計画の概要、地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果というものです。そして第三者委員会の委員名は、前回ワーキング合同会議でもご議論いただきましたとおり、引き続き非公表とすると考えております。

今後、非選定事業者についても情報を公開していく、公表していくという観点から、上の 2 ポツの下のほうをご覧くださいと思います。選定結果公表時の公表内容について、あらかじめ公募参加者から公募占用計画提出時に同意を得ることとする。ただ、事業者によってはレピュテーションの観点から非選定時に非開示を希望する可能性がございます。その場合は当該事業者の情報については非公表にするということにしたいと思っております。

すみません、長くなりましたけれども、以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。それではご説明いただいた資料 1、この内容について皆さんのご意見、あるいはご質問を伺っていきたく思います。先ほどもご説明ありましたけれども、ご意見、ご質問で発言希望という方は、手挙げの機能、これを使っていただいております。それで、ご発言中以外はビデオオフで、それから音声ミュートでということをお願いいたします。

それでは、いかがでございましょう。どなたか内容についてご意見、ご質問ありますでし

ようか。

前回のわれわれの議論と、それから大量導入小委のご意見を踏まえて今回の案を作っていただきましたということでした、失格はあるんですけど、5段階で、だんだんと評価を上げていくというような基本になっているということでございます。ですから、その意味での分かりやすさが出たのかなというのは一つあると思います。

あと、配点についても、重要項目については重点的に配点するという、ある意味ではめりはりを付けて、これは、今回は内容について、評価の基準について公表するということでもありますので、その意味ではメッセージが伝わるということだと思います。

それでは、ありがとうございます。最初に手を挙げられた桑原委員ですかね。お願いいたします。

○桑原委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○山内座長

聞こえております。

○桑原委員

まず、事務局の取りまとめをありがとうございます。今回の評価基準の見直し案について、大きな観点ということで、2つの点、事業計画の迅速性の評価の点と、落札制限の点についてコメントさせていただきたいと思います。

まず、事業計画の迅速性の評価についてです。前回のワーキンググループでも、それから先ほどご紹介がありました大量導入小委員会でも、第1ラウンドの総括としては、価格低減が図れたという結果を評価するもので、大きな評価枠組みの必要はないという方向性が示されたと理解をしております。その中で、事務局案で、この事業実施能力の評価項目、それから配点について、私から見ると、比較的大きな見直しが行われており、中でも事業計画の迅速性に20点配点するという案が示されている点については、これはかなり大きな評価基準の見直しであり、これまでの議論や第1ラウンドの結果についての評価を踏まえて適正な方向性と言えるのか疑問に思っております。

そもそも論になりますが、占有公募制度の運用指針にも記載されておりますけれども、公募占有計画の占有期間が最大30年とされているのは、環境アセスに4～5年、建設作業に2～3年ということで事業実施までに6年～8年程度を要する、それを踏まえて占有期間最大30年と法律上設定されたものです。

また、運用指針についてのパブコメなどでも、事業者選定の前に環境アセスを必要とするかどうかといった問い合わせに対しては、事業者選定の前から環境アセスを行うことは想定されていないといった回答がなされたものと理解をしております。

つまり、事業者選定前から準備を始めるようなことは想定しないということを前提にそもそもの制度作りがなされていたわけですが、ここでいきなり事業計画の迅速性に20点というかなり大きな配点をし、運転開始時期の早い計画を提出した者に大きな加点をする、そ

して、この加点を得るためには、選定事業者になる前から環境アセスをはじめとする各種準備を始めなければ、この加点は得られないだろうと、そういうことになりまして、これまで積み重ねてきた占有公募制度の運用指針の考え方と矛盾するように思われるところであります。

また、将来的には日本版セントラル方式を導入して、イコールフットイングで適正な競争が行われるように環境を整えていきましょと、そういった将来の方向性とも、齟齬（そご）があるのではないかと思うところです。

前回のワーキンググループで、政策的な重要性ということで、2030年のエネルギーミックスに向けて運転開始時期というものを別枠で評価するということについて私も賛意を表しましたけれども、ここまで大きな配点の仕方の変動を行うということに賛成をしたつもりはなかったので、その点も付言させていただきたいと思います。

それから、9ページに評価の考え方は適宜見直すということが書いてあり、先ほどのご説明でも、将来的には日本版セントラル方式を導入して、イコールフットイングで適正な競争が行われるように、競争環境を整える段階ではこの項目自体を見直すといった方向性が示唆されましたけれども、そもそもルールがころころ変わること自体、適正・公正な競争環境という観点で疑問でありますし、その点を措くとしても、仮にこれが時限的なものであるとすれば、これが時限的なものであることが明確になるべきですし、じゃあ一体いつまで、どこまでこのルールが適用されるのか、その後はどういうルールになっていくのかということも整理しておかなければ、マーケットに参画する事業者にとっても非常に不透明な状況になり、日本の洋上風力というマーケット自体の信頼性というところにも影響が出ないか、懸念される場所と思います。

それからもう一点は、26ページの落札制限案についてです。前回も申し上げましたが、落札制限のような制度については、適正・公正な競争環境がゆがむ可能性があると考えておりますが、そういった懸念もあるような制度を入れるだけの合理的な理由の説明が不十分ではないかと思っております。第1ラウンドの結果のみで多様な産業形成に懸念があるような状況が生じたということになるのか、そういうところがまだはっきりしない中で、こうした弊害も懸念されるような制度を入れなくてはならない状況にあるのか、その説明が不十分ではないかと考えております。

事業者側から見ても、候補としていろいろな区域を考えておられると思いますが、どの区域が、いつ、どのラウンドの対象になるかということが分からない、そしてまた、先ほどのご説明だと、落札制限が入るかどうか、その都度決めるということでしたけれども、落札制限が入るかどうかも分からないというのは非常に透明性に欠ける状況になり、あと、先ほどのご説明だと、コンソーシアムの組み方にも影響が生じることとなりますので、むしろ事業の推進において阻害要因にならないかということも懸念されるのではないかと思います。ここに欧米の例も書いてございますが、非常に多くの先例がある中でこの2件のみということは、むしろ極めて例外的なのではないかと理解をしております。この点も、基本的には

落札制限自体は一般的ではなく、制限を入れた事例は2件あったのみだということであれば、その点を明確にご説明をいただきたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。ご意見一通り伺いまして、まとめて事務局から見解を伺いたいと思います。それでは、次の発言者は原田委員ですね。どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。私も、一般的に非価格点について、結果としてこれまで評価基準が見えにくかったためいろんな議論が生じてしまったということで、全体的には個別でしっかり見ていく項目が精査されておりますし、めりはりも出ているという点ではよいのかと思います。その前提でちょっと3点申し上げたいんですが、1点目は、今桑原委員がおっしゃった早期導入についてでございます。

私も、ほかの項目に比べても配点はかなり高いなというのは正直感想ではございます。ここで、すみません、少し確認なんですけれども、基準点より早ければというところですが、これは1日でも1カ月でも早ければいいのかどうかというようなことを、1年以内というのには何か基準があるのかということ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それはともかく、結局その期間で完工できるかどうかという根拠、すなわち実現性のところでまた判断を入れていくということなんですけれども、これについては審査をする過程で極めて慎重な審査が必要かなと思いますし、一定の公表についても検討する必要があるかなと思います。また、ペナルティーも付加されるということなんですけれども、その額自体に本当に抑制効果が見込める規模なのかという検証も必要なのではないかなと思います。

加えて、早期の目標達成について、民間側に最大限の努力と工夫を求めるということであれば、官のほうでもしっかりとした対応、できることはやっていくという必要があるかなと思っております。この委員会でも、過去に環境アセスの短縮化の必要性というのを指摘されておりました。桑原先生もおっしゃったように、開発基盤の大きな部分を占めているということですので、ぜひ今後具体的な対応策をお示しいただきたいと思います。

また、これも何度か私自身も発言している点でございますけれども、特に風況がいい東北の日本海側では、今後も含めて、複数のラウンドが同時に建設港湾を必要とするということになります。このため、港湾キャパシティーへの対応、それから別ラウンドで同一港湾を使うことになった際の事業者同士の調整というのは、引き続き大きな課題であると考えております。

2点目はファイナンスについてでございます。これは私ども金融機関から見ても具体的かつ妥当な案だと考えております。金融機関がこういうことを言うのもおかしいかもしれないんですが、事業にとって本当によい資金調達というのは、必ずしも金融機関にとって都合のよい資金調達、すなわち返済の確実性がより高ければいいということではないと思います。そうすると結果的に調達コストが上がってしまうということが裏側にあるからです。

また、今後F I Pが導入されるということを鑑みると、ある特定時点で参照価格が幾らになるか予見することというのはほぼ不可能でございますので、期間ごとに一般的に償還可能性を判断するD S C Rという市場がございますが、こういうものを使わずL L C Rで見るとは、理にかなっているかなと思います。

また、先行事例で、実際に一部をコーポレートで、プロジェクトファイナンスではなく調達する事例も見られますので、プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンスを併記しているということも良いかと思えます。

さらに、20 ページのところ、各地域の、地域の調整のところがございます。これは関係市町村、漁業関係者の意見を適切に踏まえつつ、その上で知事意見を固定していただくということが非常に重要かと思えますし、特に地域に対する波及効果について、実際の提案の中身が、その地域が具体的にどう考えるかという意見が本当に反映されている仕組みにするというのは、地域にとっても、安心感をもたらすのではないかなと思います。

一方で、法定協議会、別の仕組みというようなことで私今理解しておりますけれども、では、法定協議会では何を合意すべきなのかという点でございます、最低限これだけは合意しましょうといったようなルールは必要なのではないかなと思います。もちろん地域ごとの特性というのは反映されるべきと考えますけれども、ラウンド1では、そもそも各海域で合意した事柄と、その重さに差異があったような印象ですので、これは一定のルールというのは有効なのではないかなと考えております。私からは以上です。

○石井室長

申し訳ございません。ちょっとこちら事務局側のパソコンが今落ちてしましまして、大変申し訳ございません。原田委員のご説明の途中から、事務局側のほう、聞こえなくなってしまう。地域波及のところですね。

○山内座長

原田委員、聞こえていますか。

○原田委員

はい、聞こえております。では、地域波及のところだけもう一回簡単に申し上げます。

地域に対する波及効果について、提案の中身を地域の方が具体的にどう考えるかという判断、その意見を反映する仕組みがあるというのは、地域にとっても安心感が出てくるのかなと思います。

一方で、法定協議会の外側でこの枠組みがあるように見えるんですけども、では、法定協議会では何を合意すべきなのかということは、一定のルールが必要なのではないかなと思います。ラウンド1で、そもそも各海域で合意した事柄と、その重さの軽重に差異があるという印象がございましたので、一定のルール化は必要ではないかなというふうに申し上げます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。すみません、途中で抜けまして。

次はセイミヤ委員ですね。どうぞご発言ください。

○清宮委員

キヨミヤと申しますけれども。

○山内座長

大変失礼しました。私の知り合いにそういう人がいたものですから。清宮委員、お願いいたします。

○清宮委員

いや、結構ですけれども。

今回、配点でいろいろ見直しをしたようなんですけれども、基本的には大筋、変えていないということで、それについては私は評価しています。

1つは、前は価格点でほとんど決まっていまして、いろんな技術的項目とかがあまり反映されなかったんじゃないかという気がしていたんですけども、今回のこの改定、価格入札が1円、2円の差が技術的な話で逆転できるのかどうかというようなもし試算があれば、概略教えていただきたいです。

特に地域とかサプライチェーンの点は10点、10点、20点ぐらいですけど、風力発電を進めていく上では、この辺の点が非常に私、高く設定されるべきではないかと思っていました。価格点と色々な項目のところでは前回と同じようなことにならないかどうか、懸念していましたので、試算があれば教えてほしいということです。

それからもう一つ、皆さんおっしゃってました落札制限の1GWの件ですけど、今回唐突な感じがしてまして、申し訳ないんですけども、少なくとも幾つかの前提があって、その前提をしっかりと説明していただきたいなと思ってまして、1つの前提が、一般海域、候補が幾つか挙げられていますけれども、今後は1GW以上まとめて行うということなんでしょうか。それを前提にしているのか、個別に応募していくのかというのを明確に、たまたま1GWになったときはそうなるのかということを確認したいのと、それからもう一つは、1GWを既に取ってしまった事業者は、次回以降、引き続いて参加できないのか、できるのかということも明確にしておいていただきたいなと思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は加藤委員ですね。どうぞご発言ください。

○加藤委員

聞こえていますでしょうか。

○山内座長

聞こえています。

○加藤委員

大変丁寧なご説明をいただきありがとうございます。何点かお話ししたいと思います。まずは、今回、事業実施性の評価について、かなり細かい案を国として提示していただいており、条件が明確になったという意味では高く評価できると思いました。

ただし、先ほど清宮委員等からもご発言があったとおり、そもそもどうあるべきかという議論を飛ばして細かいルールにいきなり入っているという印象を持ちました。例えば入札に規制をかけることについても、どうあるべきかをよく議論してからルールを作るべきという気がしています。

また、個々の細かい条件が挙げられているのですが、これらが必要にして十分なのかについて、根拠がよく分からないところが多数あったという気がしています。

そういう意味で言うと、たたき案として今回出されたという印象はありますが、もしそうだとすると、桑原委員がおっしゃったとおり、今後さらに変更されることが容易に想像されるわけで、ルール変更のリスクが高まるのではないかという点が、私もとても気になります。

同様に教えていただきたいのは、今回新たに提示されたルールで、前回3件の事業があったと思うのですけれども、それらに今回のルールを实际適用してみたときに、どれぐらい結果のロバストネスがあるのかということはチェックされたのでしょうか。その結果は教えてほしいなと思いました。

さらに、ルールを細かくすればするほど恐らく抜け道が出てきてしまうので、評価する側が、こういうときにどうしたらいいのだろうというのがたくさん出てきて、とても困るのではないかという印象も持っております。

最後に、公募占用指針で、「感度分析シナリオ」とか「リスクシナリオ」とかという言葉が出てきていたのですが、具体的にどんなことを指しているのかということについて、私だけが分かっていないのかもしれないのですけれども、評価の中身がもう少し詳しく分かるので、ぜひとも教えていただきたいというのが私からのお願いです。

私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は石原委員ですね。どうぞご発言ください。

すみません、清宮先生、ビデオをオフにさせていただきますか。

○石原委員

よろしいでしょうか。

○山内座長

どうぞ。お願いいたします。

○石原委員

ご説明ありがとうございます。前回第11回のワーキングでいろいろ指摘されたことについて、全て対応されていると思います。個人的には非常に高く評価しています。

今日、私のほうから、この具体案について3点コメントさせていただきたいと思いますが、1つ目は、従来、供給価格点と事業実現性の点について、1対1で評価するという点については賛成しています。従来から賛成していました。

ただし、前回入札では、先ほど清宮委員からも指摘したように、供給価格点のみ注視していたのではないかという印象を与えたように思います。少なくとも多くの事業者からこう

いう意見があったというふうに理解しています。従って、供給価格点と事業実現性の評価点の比率を1対1という考え方をどのように実現していくのかというのは極めて重要だと思います。

今回、この中ではいろいろ議論されていますが、先ほど加藤委員のほうも話したように、細かいことをいろいろ議論されていますが、基本的な考え方としてどうなっているかというのはまだよく分かっていません。

個人的には、1対1ということを持することは、極めて重要だと思っています。洋上風力を産業育成という観点から考えたとき、あるいは地域振興、漁業関係者のことを考えたとき、前回の入札で実現していなかったということを、ぜひここで再認識していただきたいと思っています。

従って、今日いろいろ議論されているんですが、今後どういう形にしていくのか。例えば各項目について満点となるように、これを担保しない限り、どんなことをやっても事業実現性の評価は120点になる可能性すらありません。これは採点の基本的な考え方ですので、各項目が満点にならないということは、事業実現性が全体的に120点になることです。従って、各項目の最高点の事業者を自動的に満点に変換する方式か、または最低1事業者をトップランナーとする方式を検討していただけないのかと思います。

2つ目は、これまで、開始時期に関してどう評価するかということについて、前回のワーキングのとき諸外国の例も紹介しました。前回定量的に評価はしていなかったから、今回の説明の中で具体的に迅速化の評価項目の中に入れたということの評価いたします。

そもそも事業の迅速性の意義についてですが、この指針を作られたときも私申し上げたんですが、諸外国の経験から言うと、事業の迅速化という観点は極めて重要であり、インフラの整備、例えば港湾整備とか、あるいはサプライチェーンの形成に、非常に寄与する、あるいはつながるといことです。従って、諸外国においては洋上風力の発展に大きく貢献してきたという経緯がありますので、従来の問題点がある意味で確実に改善するためには、最も開始時期の早い事業者を満点に変換する方法がよいのではないかと考えています。

最後に、競争環境の維持と洋上風力発電産業の発展を実現することが非常に大事だと考えていますが、わが国における洋上風力産業は今は黎明期であり、そのために、産業育成の観点から、事業者、あるいは風車メーカーだけではなく、基礎、海底ケーブル、さまざまな分野の健全な発展、その多様性を担保する仕組みが極めて重要だと思っています。そのために今回、事業者公募のとき、幾つかの区域を一緒に実施すること、あるいは同一の事業者が落札する総量の制限、ある程度これらのことを考慮して公募するという点について賛成いたします。ぜひ実現していただきたいと思っています。

欧州の洋上風力の歴史を見ても、コストは必ずしも、最初安かったからといってその後もずっと安いという保証はありません。産業の健全な発展、特に投資していく環境を担保されれば、誰もインフラを作らないし、結局こういったインフラが足りなければ、コストは上がっていくという歴史があるので、そういう意味では、産業育成という観点から、多くの事業

者に参加していただき、洋上風力に関わる産業に投資するという環境を担保していくことは極めて重要ではないかと思えます。

私のコメントは以上の3点です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は中原委員、どうぞご発言ください。

○中原委員

ありがとうございます。ビデオのほうはミュートのままでよろしゅうございますね。

○山内座長

結構ですよ。

○中原委員

聞こえておりますね。よろしく願いいたします。

私も、まず最初に、事務局のほうで前回の議論を反映させて、事業者選定の評価方式、どうするかについて非常に苦労されて今日の提案があったのではないかと想像しまして、大変ご苦労さまでしたと申し上げたいと思えます。それから、説明を大変ありがとうございます。

とりわけ7ページ目でしょうか、太い柱の積み上げ図に反映されておりますけれども、前回のとき、事業計画の実現性の中に10項目があつて、スケジュールもその中に入っているわけですが、それをもう少しちゃんとふ分けをして評価するようにしたらどうかという意見を反映して、右側の柱図にありますように、事業計画の迅速性20点、基盤面20点、実行面20点、電力安定供給20点という配点の案が提示されております。それなりに工夫されたものとして、私は評価できるんじゃないかと思っております。

迅速性につきましては、今、いろんなご意見がありましたけれども、基本的には再エネの推進という方向、他方、何でもかんでも早ければいいというものではないという上位委員会のご指摘、両方のバランスを考えながら評価をしていかなきゃいけないんだろうなと思えました。

それから、2番目でございますけれども、これ難しいのかもしれませんが、ページ17から19にかけての説明が全て「知事意見を最大限尊重して」とあり、20ページ目にそのやり方が出ております。最後のページに公表の件についてあるんですが、これだけ知事の意見を聴取し、反映をしというふうになったときに、知事の意見書というのがどのような形で提出されたのかというのも可能な範囲で公表するということが検討されてもいいのかなと思えました。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は大串委員、どうぞ。

○大串委員

ありがとうございます。大串でございます。ほぼほぼ皆さまからのご意見出尽くしたかなと思えますけれども、重ねて3点申し上げたいと思えます。

今回、運転開始時期を遅らせた場合、結果として遅らせることになった場合にペナルティーを科すということで、原田委員が、この項目の金額が妥当かどうか含めて検討しておいてほしいという話がありましたが、やはりそれをペナルティーとして考えるのであれば、非常に業者にとって厳しい金額なのかということも精査が必要だなと思いました。

2点目ですけれども、今回、既に公募をかけているにもかかわらず、それを含めて改定を行うということは、独占的な落札を防ぐため、ひいては産業育成のためということだと思うんですけれども、今回の改定を行った場合に、これは加藤先生もおっしゃったんですけれども、実際、＝変わる要因＝として機能できるのかというところの検証はやはり必要ではないかと思いました。

3点目なんですが、先ほどからサプライチェーンの重要性のような話をさせていただいていると思うんですけれども、サプライチェーンで確実に部品調達含めて、リペア含めてできるかということも大事なんですけれども、サプライチェーンの中で非常にCO₂含めた環境に配慮したサプライチェーンをしているかという項目も、本当は必要なんじゃないのかなと思った次第でございます。その辺りどこで見るとかなというところを教えていただければありがたいです。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。これでご参加の委員には一当たりご発言いただきました。來生委員には後で全体評価をしていただければと思います。あと残りの、今日ご欠席の飯田委員からコメントをいただいておりますので、事務局のほうでお願いできますか。

○石井室長

はい。事務局から、飯田先生から事前にコメントをいただいております。全部で4点ございます。まず1点目です。事業実現性評価方法案についてです。2-1です。

事業実現性評価方法案の②のところですが、政策ポイントも加味した配点への再構成で、結構かと存じます。安定化やサプライチェーン強靱化の比率も上がっている点も評価したいというコメントです。

2つ目のコメントです。スライドの10ページ目ですが、運転開始時期の違いによる評価点についてです。事業者の準備努力が反映され、かつ政策目標実現時期を加味した案2がよいと思います。ただし、事業者の努力が公平になるように、再点検は必要かもしれません。

それから、スライドの13についてです。3点目です。(3) 運転開始までの事業計画のところ、ミドルランナーのところ、②について、ウェイクに関する影響検討は重要ですが、種々不確実性要因は存在するので、そのキーワードだけに審査員評価が振れないように、例示を増やすか、「発電量評価への影響因子を考慮し」など表記を工夫してはいかがでしょうか。また、「発電量予測」は運用における予測と混合されてしまうと思うので「発電量推定」としてはいかがでしょうかというコメントです。

そして最後、4点目のコメントです。スライドの18ですが、6番の周辺航路、漁

業等との協調・共生です。特に、トップランナーの考え方、「中長期的な」というところは、単発的に捉えるだけではなく、地域の持続性への配慮提案を評価することは重要であり、意義深いと思いますというコメントをいただいております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。というわけでございまして、非常に有益な意見を送っていただきました。内容については事務局のほうでそしゃくしていただきますが、取りあえず今回のご意見、あるいはご質問もありましたので、事務局から見解とご回答をお願いしたいと思います。

○石井室長

ありがとうございます。それではすみません、順不同になってしまうかもしれませんが、回答させていただければと思います。

まず、評価の考え方、大枠についてでございますけれども、評価の考え方については、先ほど加藤委員からございました、必要十分についてはどう捉えるのかということですが、各評価項目において、まず、必ず満たしていただくべきレベルというものを定めるところから今回の評価の考え方は始まっております。

具体的には、洋上風力は、再エネ海域利用法に基づく基本方針がございまして、この中で地元と共存共栄が大原則であるというふうに書かれております。従いまして、この最低限必要なレベルについて言うと、主に法定協議会で取りまとめられていることを踏まえている、そういった内容ですとか、あと、公募占用計画の中身が具体的であるとか、統一的解説といったガイドラインに準じた設計となっているなど、至極当然の内容を記載しているというものです。ある意味これが必要条件です。これをベースに事業者に創意工夫を促すような評価基準となっております。

ただ、各評価項目の考え方で先ほどご説明しましたとおり、満たしていくべき、それから達成していくべき基準の順序というものを明らかにすることで、評価する側が重要視する内容、それを明確にしてございます。その上で、第1ラウンドの振り返りを踏まえまして、明らかにトップランナーが存在しないことが想定されるような評価の考え方、これ、事業実施実績については、今日の説明でもお話をしましたように、トップランナーが存在しないことが想定されたわけですが、そういうような項目については評価の考え方を設定しないようにしているというものでございます。そういう観点で言いますと、今お話しした内容が、もしかしたら十分条件に当たるのかなという気がしております。

それから、落札制限についても何点かご指摘をいただきました。落札制限については欧米と、それからあと台湾の事例で、3件のみでございます。いずれも多様なプレーヤーの参画といった産業政策的観点から導入されていると認識しておりますけれども、適用するかしないかについては、まさに桑原委員からご指摘もありましたけれども、提案者の体制に影響することから、早めにお示ししていくことが必要であると考えております。

それから、1GWについてもご指摘をいただきました。1GWについては、まさにわが国

の洋上風力産業、黎明期にございます。今後国内投資を促進していくという観点からいけば、一定規模の確保が必要であると考えております。これまでも産業界にいろいろ聴取した結果などを踏まえて設定したものでございますけれども、諸外国の規模に照らしても、必ずしも小さ過ぎるとか大き過ぎるといものではないと認識をしております。

続きまして、この1GWについて累積で計算していくものなのかという、そういうご指摘、ご質問をいただきましたけれども、こちらは同時に公募する際に単発で適用するものでありまして、累積で、例えば前年度、前々年度に選定された出力を加味すると1GWを超えているとか、そういう形で累積で計算するものではなくて、同時に公募する際に単発で適用するものと捉えております。

それから、迅速性についても何点かコメントをいただきました。ウクライナの事案を受けまして、再エネを最速導入していくという観点から、第1ラウンドでは埋没していた運転開始日の評価、これをしっかりと差異が明確になるように評価をしていきたいという観点で今回のような提案をさせていただいております。

ただ、当然のことながら、エネルギーミックスとの関係ですとか、セントラル制度については現在導入に向けた制度の検討を行っておりますけれども、この導入状況によっては当然この迅速性の評価の仕方は変わってくると考えております。新たなエネルギーミックスの検討ですとかセントラル制度の構築状況によって今後見直しをしていきたいと考えています。

その上で、迅速性の評価点、20点について、これが過大かという点についてですけれども、この20点の評価について少し補足をさせていただきますと、まず、われわれ重要項目として4つ、すなわち運転開始時期、事業計画については基盤面と、それから実行面、そして電力の安定供給という、この4つを重要項目と見ております。それぞれが同じウェイトで20点というふうに評価をしています。

果たしてこの配点が過大かということなんですけれども、運転開始時期を除いた100点満点について、これ、計算していただくと、全ての項目で「トップランナー」を獲得した場合は100点になります。逆に、全ての項目で上から2番目の「優れている」、すなわち次点を獲得した場合は75点になります。つまりこの差は25点になるんですけれども、全ての項目で「優れている」を獲得した方が、「トップランナー」を全て獲得した方をまくることができるような点数が、運転開始時期に関する配点の規模と、ちょうどオーダーとして一致をしてくるわけです。つまり、全ての項目で「優れている」以上をたたき出した方が、全ての項目で「トップランナー」をたたき出した方よりも3年近く早く運開できてようやく逆転できるかどうかという、そういうイメージでございます。

続きまして、今後の公募の考え方についてもご質問をいただきました。例年ですと、8月ですとか9月ごろに促進区域、有望区域を選定し、公表してございます。そのため、現段階で予断できるものではございませんけれども、今年も恐らく夏に公表することになります。その際に、複数区域が指定されて、先ほどの1GWを超えて一定の規模が見込まれるような

場合には、落札制限を実施するものと想定をしております。

あと、アセスについて、こちらについては、運転開始の迅速性という観点からいけば、アセスについてもセントラル制度同様にその内数として重要事項だと考えております。今後の洋上風力のワーキング合同会議の中でも、どのようにアセスについて取り組んでいくのか含めて方向性をお示しできればなと考えております。

それから、最後にいただいた、環境配慮のサプライチェーンですけれども、あくまで評価の考え方としては、電力の安定供給という観点から出てきているものが、サプライチェーンの形成計画でございます。大上段は電力安定供給でございますので、そこに環境配慮が入るかという、今の案では入っていないというのがお答えになります。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。お答えいただきましたが、何か追加的なご発言ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、全体の議論について來生先生からコメントいただければと思いますが。

○來生委員

來生でございます。皆さんご指摘のところ、いちいちごもっともなご指摘だったと思います。私も一番気になったのが、早期実現性というものの重視のバランスというのがちょっとどうなのかということが一つ気になったということと、もう一つ、全体として言うと、非常に今までの経験が生かされて、基準としては精緻化したという感じがするんですね。

本当に事務局、大変なご努力だったと思いますが、全体として運用したときに、ここから先は個人の意見になっちゃうんですけれども、私、多様性と、それから価格の低さ、どちらを重視するかと、どちらか1つという話ではないのですけれども、私はどちらかという価格の低さということを重視すべきだと基本的に考えるものですから、全体として運用したときに、今度のこの改正がどれぐらい価格を低くすることに対するディスインセンティブになるのか、トータルでこの基準を運用したときにどうなるかが、私自身の頭の中でもう一つよく見えていないところがあって、そこは若干心配なところなんですけれども、これは事前に予測するのはすごく難しい話でもある。

正直言って、一番目立って、はてな？と思ったのは、早期実現のところウエートがちょっと強くなり過ぎているのではないかという、各委員のご指摘のところはどう工夫するかということかなと思います。

あまりはつきりしたコメントにならずに申し訳ないんですけれども、今日、全体のお話を聞いて、そう考えました。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

よろしければ、議論は以上ということになりますけれども、私も聞かせていただいて、事務局は大変な努力であろうと、これ、案を作ったわけですが、確かに皆さんおっしゃるように、ちょっと非常に細かい点というのは目立つというような点とか、あるいは実現可

能性といえますか、早期実現というところですか、これについてどう考えるかということはあるかと思えますけれども。ただ、先ほど石井室長からのご説明ありましたように、事務局のほうとしては、そんな考え方をもちに持っていているということでございます。

あと、やっぱり洋上風力、一度入札しましたけれども、いろんな問題というか、課題というか、出てきたということもあって、それを克服したい。特にこれ新しく始めたところですので、いろんな要素を考えなければいけないということで、多分すぐに完璧な制度というのはできない。その中でいろいろ改善していくという方法しかないのかなというふうな感じを持っております。それに対して皆さんのご知見をいただくということだと思います。

ありがとうございました。それでは今日はこの辺で議事を閉じたいと思えますけれども……。

○石井室長

補足だけよろしいですか。

○山内座長

事務局からもう一つ補足があるそうですので、ちょっとお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○石井室長

すみません。ちょっと何点か補足をさせていただきます。最初いただいたご質問の中で答えできなかったところもありますけれども、これは、今回、最高評価点価格というものを置くというふうにご説明をいたしました。これ、計算をすると大体最高評価点価格が、まあ幾らになるかというのは今後の議論ではありますけれども、例えば10円ぐらいになるとするとですけども、次に安い価格、例えば10円の人に対して11円入れた場合、これで価格点がどれくらい変わるかというと、大体10点とかです。もう少し低い最高評価点価格になりますと、それよりも1円高い方の供給価格点は、大体12点とか13点です。点数差がそれぐらい開くということになります。

一方で、定性点のほうについては、120点満点ですけども、全てを「トップランナー」に取って、仮に120点取った人がいて、その上で、上から2番目の「優れている」という全ての項目において評価点を取った方は大体90点ぐらいになる。すなわち30点の差が開きます。つまり、何が言いたいかといいますと、供給価格のほうの重要性については、あまり前回から変わらず、引き続き高いウエートで見られているというふうに言えるのではないかと考えています。

あと、それから、幾つかのご指摘、先生方からいただいたご指摘の中で、ペナルティーについてのお話がありました。ただ、事業者の事業規模によって、このペナルティーが大きいのか、それとも小さいのかという評価は分かれるところだと思いますけれども、今回保証金の没収事由としてペナルティーを入れております。例えばですけども、50万キロワット規模ですと、保証金は65億円程度になります。それに加えて、運転開始時期が遅れることによって調達期間が短くなるというものが上乗せでペナルティーとして加わるという

ものでございます。

すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

3. 閉会

○山内座長

ありがとうございます。今ありましたように、事務局としてもかなりシミュレーションはやっているところでございますので、そういうご質問があれば、情報を出していただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それではまた次回ということになりますが、次回については合同会議で、事業者選定の考え方についての、関係する事業者とのヒアリングを行いたいということを思っておりますので、事務局は調整をお願いしたいと思います。

そして、今日の、出されたご意見を参考にしていただいて、さらにブラッシュアップをしていただくということかと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の合同会議の閉会としたいと思います。本日はご多忙中のところご熱心にご議論いただき誠にありがとうございました。

○石井室長

どうもありがとうございました。